景観形成基準対応表

令和２年10月30日

　　　　　　　　伊豆市建設部都市計画課

＜建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更（湯ヶ島地区）＞

①景観形成基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 配置 | □稜線を乱さないよう尾根から低い位置に配置する。 |  |
| 壁面の位置 | □壁面は、歩道との空間、植栽のための空間の確保に努める。□【Ａゾーン】国道414号沿いでは、街並みの連続性を感じられるよう、できるだけ周辺の建築物の壁面の位置を揃えるよう努める。 |  |
| 高さ、配置 | □周辺の街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない高さ、配置とするよう努める。 |  |
| □【A,Cゾーン】湯道、旧下田街道から見たときに稜線を遮らない高さ、配置とするよう努める。□【Bゾーン】河川に近接する場合は、湯道から見たときに河川への眺望を阻害しない高さ、配置とするよう努める。 |
| □富士山などの良好な眺望を阻害しない高さとするよう配慮する。 |
| 形態 | □【Ａ，Ｃゾーン】屋根の形状は、できるだけ勾配屋根とするなど、稜線や周辺の街並みと調和するよう配慮する。 |  |
| □【Ｂゾーン】屋根の形状は、切妻、寄棟、入母屋、方形など、勾配屋根とする。 |
| □歴史的な景観資源に近接する場合は、違和感を与えるような奇抜な形態を避ける。 |  |
| □主要な通りや河川に面する低層部に、窓や出入口のない長大な壁など、単調な壁面をつくらないようにする。 |  |
| □主要な通りに面する宿泊施設や店舗などの多くの人が集まる施設の１階部分は、ベンチの設置やガラス面の多用など、低層部の賑わいの創出に配慮する。 |  |
| 材料 | □光沢や反射の強い素材を建築物の屋根や外壁、工作物の外観にできるだけ使用しない。 |  |
| □木材や石材などの自然素材の活用などにより、周辺の景観との調和に配慮する。 |
| 屋外設備 | □外壁または屋外に設ける室外機、高架水槽などの建築設備や配管類は、主要な通りから見えにくいよう配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、外壁と調和する色調、木製などの囲いにより、周辺の景観と調和させるよう配慮する。 |  |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 屋外設備 | □建築物、工作物の屋根、屋上などに太陽電池モジュール（ソーラーパネル）を設置する場合は、色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用するよう配慮する。 |  |
| 門塀、擁壁等 | □通りに面する部分は、できるだけ生垣とする。金属製の柵やフェンス、ブロック積みとする場合は、材質感の工夫、落ち着いた色彩の使用、道路側への植栽などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。長大な擁壁が生じないようにする。□【Aゾーン】旧下田街道に面する部分は生垣とし、できるだけ自然石の腰積みを併設するよう努める。 |  |
| □石積みの保全に留意し、新たに擁壁等を建造する場合は、周辺の景観と調和する自然石の使用に努める。人工材料を使用する場合は、材質感や色彩の工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| □長大な擁壁が生じないようにする。やむを得ない場合は、周辺の自然植生を考慮した緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| 駐車場、駐輪場 | □駐車場、駐輪場の主要な通りに面する部分は、舗装面、機器類の形態意匠などの工夫と植栽、塀や柵の素材や色彩の工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| 自動販売機 | □主要な通りに面する場合は、建築物と一体的に設置することを基本とし、壁面線内に設置するか、壁面に合わせて設置する。さらに、付帯する建築物か周辺の景観と調和した色彩とする。□【Ｂゾーン】湯道に面する場合は、木製の囲いの設置など、修景に努める。 |  |
| 色彩 | □【Ａ、Ｃゾーン】外壁の色彩は、別表１に掲げる色彩の範囲とし、周辺の景観と調和するよう配慮する。□【Ｂゾーン】外壁の色彩は、別表２に掲げる褐系色（ベージュを含む。）、クリーム色、灰系色、乳白系色とし、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| □屋根の色彩は、別表３に掲げる焦げ茶色、灰黒系色、赤錆系色、暗緑系色とし、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| □色数は全体で５色以内とする。 |  |

➁景観配慮事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮事項 | 対応 |
| 垣柵等 | □【Ｂゾーン】湯道に面して、寒冷紗等の遮蔽物の設置を控えるとともに、やむを得ず設置する場合は、必要最小限の規模とし、自然素材の活用、材質感の工夫、落ち着いた色彩の使用などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| □【Ｂゾーン】外構に屋外照明を設置する場合は、ネオンなどの激しい動光を伴う照明の使用を控え、できるだけ暖かみのあるあかりを使用する。 |  |
| 緑化 | □敷地内の既存の庭木や生垣などの樹木はできるだけ保全する。 |  |
| □宿泊施設や店舗などの多くの人が集まる施設では、主要な出入口に樹木、植木鉢、フラワーポットなどを設置し、おもてなしの雰囲気や季節感の演出に努める。 |  |
| □道路や河川などの公共空間に面する場所の積極的な緑化に努める。 |  |
| 屋外広告物 | □建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しないよう努める。 |  |
| □屋外広告物の高さ、形態、色彩、意匠は、建築物、周辺の景観と調和するよう努める。 |  |
| □低層部での設置を基本とし、集約化・小規模化に努める。 |  |
| □反射性のある素材は控え、木などの自然素材の活用が望ましい。 |  |
| □屋外広告物の地は、自然素材またはダークブラウンを使用し、全体で３色以内となるよう努める。 |
| □特に歴史的な景観資源に近接する場合は、大きさ、色彩に留意する。 |
| □点滅式照明や可動式照明（回転灯など）の使用を避ける。また、ネオンやＬＥＤなどの光源そのものが表示物となるものの使用は控える。 |  |

注）周辺の土地利用状況、周辺景観の状況等に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。